

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第4号**

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和39年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>(職務)</p> <p>第8条 館長及び所長（以下「スポーツ施設の長」という。）は、上司の命を受けて、当該スポーツ施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第3条の3 香川県立大川体育館に、次の職員を置く。 (1)～(6) 略</p> <p>第4条 <u>香川県立屋島陸上競技場に、次の職員を置く。</u></p> <p>(1) <u>場長</u> (2) <u>次長</u> (3) <u>主任体育主事</u> (4) <u>主任</u> (5) <u>体育主事</u> (6) <u>その他の職員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第8条 館長、場長及び所長（以下「スポーツ施設の長」という。）は、上司の命を受けて、当該スポーツ施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～6 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条の2 スポーツ施設の利用時間は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>香川県立屋島陸上競技場 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び休日にあつては、午後5時）まで。ただし、補助競技場については、午前9時から午後5時（5月から8月までの日（その日が日曜日、月曜日又は休日に当たる場合を除く。）にあつては、午後7時）までとする。</u></p>

(4) 略

2 略

(利用の許可を要する施設)

第9条 略

(1)～(3) 略

(4)・(5) 略

(使用料)

第13条 略

2 略

(使用料の還付)

第14条 略

(指定管理者による管理の基準等)

第19条 略

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にスポーツ施設の運営を行うこと。

(5) 略

2 略

(利用の許可を要する施設)

第9条 スポーツ施設のうち条例第4条（条例第6条第8項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 香川県立屋島陸上競技場 競技場及び補助競技場（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに大会議室及び小会議室

(5)・(6) 略

(使用料)

第13条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の規定に基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 略

(使用料の還付)

第14条 スポーツ施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める使用料を還付する。

(1) 略

(2) 別表第2に掲げる施設については施設を利用する日（以下「利用日」という。）の11日前までに、別表第3に掲げる施設については利用日の8日前までに、第11条の規定による届出があったとき。 全額

(3) 別表第2に掲げる施設については利用日の10日前から8日前までに、別表第3に掲げる施設については利用日の7日前から2日前までに、第11条の規定による届出があったとき。 半額

(指定管理者による管理の基準等)

第19条 条例第6条第6項の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立武道館又は香川県立

- (2) スポーツ施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 略

2 略

- (1) スポーツ施設の維持管理
- (2)・(3) 略

3 スポーツ施設の指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における当該スポーツ施設に係る第10条第2項、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「スポーツ施設の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 次の各号に掲げるスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1)・(2) 略
- (3) 香川県立大川体育館 第4条
- (4)・(5) 略

5 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該スポーツ施設に係る第8条の2、第8条の3、第10条（第2項、第3項及び第5項を除く。）、第11条、第12条、第17条、前条及び第21条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第20条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の利用料金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)～(3) 略
- (4) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の4の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）
- (5) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の5の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

総合水泳プール（以下「体育館等」という。）の運営を行うこと。

- (2) 体育館等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 略

2 条例第6条第6項の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育館等の維持管理
- (2)・(3) 略

3 体育館等の指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における当該体育館等に係る第10条第2項、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「スポーツ施設の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 次の各号に掲げる体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- (1)・(2) 略
- (3) 香川県立大川体育館 第3条の3
- (4)・(5) 略

5 体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該体育館等に係る第8条の2、第8条の3、第10条（第2項、第3項及び第5項を除く。）、第11条、第12条、第17条、前条及び第21条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第20条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定める体育館等の利用料金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)～(3) 略
- (4) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の5の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）
- (5) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の6の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

別表第1 (第13条、第20条関係)  
1～3 略

別表第1 (第13条、第20条関係)  
1～3 略

4 香川県立屋島陸上競技場使用料

(1) 競技場を利用する場合

ア 専用使用の場合

利用区分			時間			9.00～21.00 において分 割して利用 する場合1 時間につき	9.00前又は 21.00後に おいて利用 する場合1 時間につき
			17.00 ～ 21.00	13.00 ～ 21.00	9.00 ～ 21.00		
アマチュ アスポー ツの場合	入場料を徴収する場 合	学校等	入場料の最高額の 100倍に相当する額			入場料の最 高額の30倍 に相当する 額	入場料の最 高額の10倍 に相当する 額
		学校 等以 外	入場料の最高額の 150倍に相当する額			入場料の最 高額の45倍 に相当する 額	入場料の最 高額の15倍 に相当する 額
	入場料を徴収 しない場 合	学校 等以 外	円 4,320	円 7,770	円 9,720	円 1,100	円 1,100
			10,800	19,440	24,300	2,750	2,750
アマチュ アスポー ツ以外 の場合	入場料を徴 収する場合		入場料の最高額の 300倍に相当する額			入場料の最 高額の90倍 に相当する 額	入場料の最 高額の30倍 に相当する 額
	入場料を 徴収しない 場 合		円 17,280	円 31,080	円 38,880	円 4,400	円 4,400
補助競技 場のみ利 用の場合	1時間につ き		850				850

イ 専用使用でない場合

4・5 略

別表第2 (第14条関係)

施設名	
略	
香川県立大川体育館	第1競技場及び第2競技場
香川県立武道館	競技場
略	

別表第3 (第14条関係)

施設名	
略	
香川県立大川体育館	トレーニングルーム 大会議室及び小会議室
香川県立武道館	研修室
略	

附則

(ア) スポーツ施設個人使用券を購入して利用する場合

利用区分	一般	生徒及び児童
単 位	1人につき1回	1人につき1回
使用料の額	100円	60円

(イ) スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	一般	生徒及び児童
単 位	11枚つづり	11枚つづり
使用料の額	1,000円	600円

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	夜間照明	放送設備	ビデオテープ レコーダー	陸上競技用器具
単 位	1時間につき	1式1回	1台1回	1式1回
使用料の額	4,000円	1,720円	1,140円	4,600円

5・6 略

別表第2 (第14条関係)

施設名	
略	
香川県立大川体育館	第1競技場及び第2競技場
香川県立屋島陸上競技場	競技場及び補助競技場
香川県立武道館	競技場
略	

別表第3 (第14条関係)

施設名	
略	
香川県立大川体育館	トレーニングルーム 大会議室及び小会議室
香川県立屋島陸上競技場	大会議室及び小会議室
香川県立武道館	研修室
略	

この規則は、平成20年4月1日から施行する。